

児童手当での保育料・給食費の納付について

児童手当は、児童手当法第21条の規定に基づき、保護者様からの申し出により未納となっている保育所の保育料や給食費の納付に充てることができます。

児童手当からの天引きになりますので、是非この制度を活用し、納付にご協力いただきますようお願いします。

保育所の保育料や給食費が未納となった場合、児童手当での納付に同意される方

以下の「児童手当に係る学校給食費等（保育料・給食費）の徴収等に関する申出書」をご記入いただき、入所申請書類一式とあわせて提出してください。

※兄弟姉妹がいるときは、1枚の申出書にまとめて記入してください。

※児童手当の現況届の提出や税の申告がまだお済みでないときは、早めに手続きしていただきますようお願いします。

※児童手当法第22条の規定では、事前にお知らせすることにより、申し出がなくても児童手当から保育料を徴収すること（特別徴収）が認められています。特別徴収をおこなう場合には、別途お知らせいたします。

児童手当に係る学校給食費等（保育料・給食費）の徴収等に関する申出書

ふじみ野市長 宛て

私は、児童手当法第21条第1項及び第2項の規定に基づき、ふじみ野市長から支給を受ける児童手当の額から、以下の費用につき、当該児童手当の支払期日をもって支払いに充てる旨を申し出ます。

なお、申出の撤回又は申出内容の変更を行わない限りにおいて、本申出に基づき、児童手当から各費用の支払に充てるものとします。

徴 収 （ 支 払 ） 費 用
保育所保育料・保育所給食費未納分

令和 年 月 日

住 所 ふじみ野市

ふ り が な

保 護 者(児童手当受給者) 氏 名

印

(自署の場合、押印不要)

↓入所児童だけでなく、手当の対象となっている児童全員を記入してください。↓

児童氏名（ふりがな）	生年月日
	(平成・令和 年 月 日)
	(平成・令和 年 月 日)
	(平成・令和 年 月 日)
	(平成・令和 年 月 日)
	(平成・令和 年 月 日)